

鳥取県防災会議の開催について

平成25年3月18日
危機管理政策課

鳥取県地域防災計画の修正案について審議し、委員の意見を伺うため、下記のとおり鳥取県防災会議を開催します。

記

1 日時

平成25年3月18日（月）午後4時から5時まで

2 場所

鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）

3 出席者

(1) 会長 鳥取県知事

(2) 委員 64名

※鳥取県防災会議委員については別紙の委員名簿を御参照ください。

4 議題等

(1) 鳥取県地域防災計画の修正について

(2) その他

5 鳥取県地域防災計画の修正概要

詳細は別紙のとおり

【参考】都道府県防災会議

災害対策基本法（以下「法」という。）第14条に基づき都道府県防災会議が設置される。

(1) 委員構成

・会長 都道府県知事（法第15条第2項）

・委員（法第15条第5項各号に規定）

1号委員	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
2号委員	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
3号委員	当該都道府県の教育委員会の教育長
4号委員	警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
5号委員	当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
6号委員	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
7号委員	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(2) 所掌事務（法第14条第2項に規定）

- ・都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ・都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること及び都道府県知事に意見を述べること。
- ・当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- ・上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

鳥取県防災会議委員一覧

(会長：鳥取県知事 平井伸治)

No.	根拠法 (災害対策基本法)	区分	機関名	職名	委員名	性別
1	第15条第5項第1号	指定地方行政機関の長又はその指名する職員	中国管区警察局	局長	江原 伸一	男性
2			中国財務局鳥取財務事務所	所長	藤原 暢人	男性
3			中国四国厚生局	局長	川尻 良夫	男性
4			中国四国農政局	局長	國弘 実	男性
5			近畿中国森林管理局	局長	前川 泰一郎	男性
6			中国経済産業局	局長	若井 英二	男性
7			中国四国産業保安監督部	部長	佐藤 公一	男性
8			中国運輸局	局長	小橋 雅明	男性
9			大阪航空局美保空港事務所	空港長	竹谷 節夫	男性
10			第八管区海上保安本部	境海上保安部長	富崎 直仁	男性
11			大阪管区気象台鳥取地方気象台	台長	楠木 英典	男性
12			中国総合通信局	局長	木村 順吾	男性
13			鳥取労働局	局長	矢澤 由宗	男性
14			中国地方整備局	局長	戸田 和彦	男性
15			中国四国地方環境事務所	所長	水谷 知生	男性
16			中国四国防衛局	局長	渡邊 一浩	男性
17	第15条第5項第2号	陸上自衛隊の方面総監又はその指名する機関の長	陸上自衛隊第八普通科連隊	連隊長	渡邊 茂和	男性
18	第15条第5項第3号	教育委員会の教育長	鳥取県教育委員会	教育長	横濱 純一	男性
19	第15条第5項第4号	警察本部長	鳥取県警察本部	警察本部長	山崎 正利	男性
20	第15条第5項第5号	知事部局内の職員	鳥取県	副知事	藤井 喜臣	男性
21				福祉保健部長	林 由紀子	女性
22	第15条第5項第6号	市町村長及び消防機関の長	鳥取県市長会	会長	竹内 功	男性
23			鳥取県町村会	会長	石 操	男性
24			鳥取県西部広域行政管理組合消防局	消防局長	桑名 強	男性
25			公益財団法人鳥取県消防協会	会長	門脇 正人	男性
26			第15条第5項第7号	指定公共機関の役員又職員	西日本電信電話株式会社	鳥取支店法人営業担当課長
27	日本郵便株式会社	鳥取中央郵便局長			中田 昌浩	男性
28	日本銀行	鳥取事務所長			大石 正人	男性
29	西日本高速道路株式会社	中国支社長			角田 直行	男性
30	西日本旅客鉄道株式会社	米子支社長			横山 佳史	男性
31	日本通運株式会社	総務課長			井藤 美智子	女性
32	中国電力株式会社	執行役員鳥取支社長			森前 茂彦	男性
33	日本放送協会	鳥取放送局専任主管			平木 光子	女性
34	日本赤十字社	鳥取赤十字病院看護部長			小山 和子	女性
35	指定地方公共機関の役員又は職員	社団法人鳥取県トラック協会			専務理事	福田 正俊
36		社団法人鳥取県バス協会		専務理事	宇山 秀人	男性
37		鳥取瓦斯株式会社		執行役員供給保安チーム部長	清水 博文	男性
38		社団法人鳥取県エルピーガス協会		主事	森田 明美	女性
39		株式会社新日本海新聞社		編集制作局報道部係長	樋田 紀子	女性
40		日本海テレビジョン放送株式会社		編成営業局次長	森谷 祐子	女性
41		株式会社山陰放送		執行役員テレビ総局総局長	安田 隼生	男性
42		株式会社山陰中央新報社		鳥取総局長	佐々木 紀行	男性
43		山陰中央テレビジョン放送株式会社		報道制作局制作部専任副部長	原 聡子	女性
44		社団法人鳥取県医師会		常任理事	清水 正人	男性
45	社団法人鳥取県看護協会	理事		戸田 芳美	女性	
46	第15条第5項第8号	自主防災組織を構成する者	鳥取市自主防災会連合会	会長	武田 恭明	男性
47			日吉津村海川自治会	(前)海川自治会長	池口 伸之	男性
48			石井婦人消防クラブ	副会長	世良田 好美	女性
49		学識経験のある者	わかば台保育園	後援会(元)理事	森田 利佳	女性
50			日本赤十字鳥取県支部	指導講師	山内 都子	女性
51			鳥取市鹿野町総合支所	副支所長	米田 洋子	女性
52			JAとっとり女性協議会	会長	引田 安子	女性
53			鳥取大学大学院工学研究科	教授	松見 吉晴	男性
54			一般社団法人鳥取県助産師会	会長	本家 勇子	女性
55			鳥取県連合婦人会	常任委員	佐々木 ちあき	女性
56			鳥取県ろうあ団体連合会	事務局次長	諸家 紀子	女性
57			鳥取県老人クラブ連合会女性委員会	委員長	相見 寿子	女性
58			鳥取県社会福祉協議会	理事	中川 容子	女性
59			鳥取県民生児童委員協議会	理事	石田 千恵子	女性
60			日野ボランティア・ネットワーク	副会長	田口 郁江	女性
61			鳥取大学大学院工学研究科	准教授	浅井 秀子	女性
62			鳥取県商工会女性部連合会	会長	秋田 寿江	女性
63			鳥取県建築士会	理事	山崎 倫子	女性
64			鳥取県観光連盟	理事	赤澤 悦子	女性

鳥取県地域防災計画の修正概要について

◆鳥取県地域防災計画の修正方針

《主な修正の観点》

1. 東日本大震災の教訓を踏まえた修正を行います。
 - ①東日本大震災の主な特徴の一つである津波災害について、本県における津波の被害想定の見直し結果及び対策を県地域防災計画に反映させます。
 - ②東日本大震災の主な特徴の一つである原子力災害について、国の原子力災害対策の見直しを踏まえた県の原子力災害対策の内容を県地域防災計画に反映させます。
 - ③東日本大震災での教訓、及びその支援により得られた経験により災害対策の見直しを行った内容を県地域防災計画に反映させます。
 - 例)・東日本大震災での災害時医療の教訓を踏まえた、災害時医療体制や広域搬送についての見直し内容の反映
 - ・東日本大震災でのカウンターパート制による被災地支援の経験等を踏まえた、自治体間の広域支援体制の見直し内容の反映
2. 東日本大震災等を踏まえて行われた国の災害対策基本法の改正（平成24年6月27日）や防災基本計画の見直し（平成23年12月27日、平成24年9月6日）内容を県地域防災計画に反映させます。
3. 豪雪等、近年の災害対応により災害対策の見直しを行った内容を県地域防災計画に反映させます。

◆鳥取県地域防災計画の修正概要

1. 東日本大震災の教訓の反映

(1) 津波対策の見直し

- ①これまで震災対策編に位置付けられていた津波災害対策を「津波災害対策編」として新設するとともに、平成23年度に実施した鳥取県津波対策検討委員会での被害想定の見直しや新たな被害想定に基づく対策の拡充（津波危険地域の把握、津波避難体制の整備、津波に関する知識の普及啓発等）、津波防災地域づくり法への対応について記載しました。
- ②平成25年3月7日から新しい津波警報の運用が開始されたことに伴う津波警報の改善内容を県地域防災計画に反映させました。
- ③国土交通省管理の河川・海岸における水防警報（津波）の発令、その際の水防作業時の留意事項及び樋門の管理について記載しました。

(2) 原子力災害対策編の全面修正

修正内容は別途送付

(3) 災害時医療救護活動体制の見直し

- ①「鳥取県災害医療活動指針」の策定に伴う災害時の医療救護活動体制の見直し内容を記載しました。

《主な修正項目》

- ・災害時に各関係機関の医療救護活動を調整する災害医療コーディネーターチームの体制整備
- ・DMA T県調整本部の設置
- ・医薬品の備蓄・供給体制の見直し
- ・傷病者の広域搬送体制の整備（広域搬送拠点（SCU）の設置運営、設置運営に協力する医療機

関の指定、医療資機材等の整備等)

(4) 東日本大震災を踏まえた避難所設置・運営等の見直し(女性への配慮等)

①避難場所における生活環境への留意や女性や子育て家庭等様々な主体のニーズに配慮した運営など、東日本大震災での避難所生活での課題や教訓を踏まえた見直し事項について記載しました。

《主な修正項目》

- ・避難所機能・運営基準の策定に当たっての女性や子育て家庭等のニーズを踏まえた対応、女性の悩み・暴力被害者支援等の窓口の周知への留意
- ・東日本大震災で不十分であった、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難場所の運営
- ・避難場所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設設備の整備、避難場所での備蓄スペース等の整備
- ・子どもの心のケアへの配慮として、プレイスペースの設置
- ・食事、トイレ、プライバシー確保、暑さ・寒さ対策等の避難場所の生活環境への留意
- ・避難所外で生活する避難者情報の把握
- ・避難が長期化する場合についての対応(旅館ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用)

(5) 自治体の広域防災体制の整備

①大規模広域的災害に備え、応援活動や受援活動が速やかに実施されるよう自治体間の応援・受援体制の整備について記載しました。また、平成23年度に実施した徳島県や中国5県等との災害時等における応援協定の改定を踏まえた応援・受援体制(カウンターパートや広域支援本部の設置)の見直し内容を記載しました。

②同時被災を避ける観点から、市町村においても遠方の自治体との協定の締結に努めることを記載しました。

(6) 災害時通信手段対策

①東日本大震災では災害時の通信手段が教訓となったことから、衛星携帯電話の整備の促進について記載しました。

(7) 災害時のヘリコプターの対応体制

①支援活動等を行うヘリコプターが安全かつ有効に活動できるようにするためのヘリコプターの運用調整(ヘリコプター運用調整会議の設置)や、緊急消防援助隊調整本部やDMAT調整本部等からのヘリコプターの活動要請に対する対応可能なヘリコプターの活動調整や安全運行の確保等を行う運用調整体制(ヘリコプター運用調整班の設置)について記載しました。

(8) 業務継続計画について

①東日本大震災においては自治体の職員や庁舎自体の被災による行政機能の喪失や低下、企業活動の停止や中断等により災害復旧や被災者支援が迅速に行えなかったことから、現在、オール鳥取県で取り組んでいる「鳥取県版業務継続計画(BCP)策定推進に関する基本方針」に基づく、県、市町村、医療機関、福祉施設、企業でのBCP策定推進について記載しました。

(9) 住民への情報伝達について

①東日本大震災を踏まえ、避難指示等において緊急性や危機感を住民へ正しく伝えるための伝達手段の整備・実施について記載しました。

2 東日本大震災を踏まえた国の災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正事項の反映(上記以外)

①過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えるための資料の収集・整理・保存・公開につ

いて記載しました。

- ②災害対策基本法の改正に伴う県防災会議の位置付けの変更（防災会議の役割の一つであった災害応急対策業務がなくなり、平時において県地域防災計画の修正や地域の防災に関する重要な審議等を行う諮問機関とされたこと）による所掌事務の変更について記載しました。
- ③災害時要援護者の状況把握のため、市町村においては地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら平時からの把握について記載しました。
- ④大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、広域一時滞在について記載しました。
- ⑤津波や原子力災害等が同時に起こる複合災害発生時に対策本部が複数設置される場合、要員の配置や業務分担の調整、合同会議の開催に努めることを記載しました。
- ⑥消防職員等の救助・救急・消火活動を実施する機関における職員の惨事ストレス対策の実施について記載しました。
- ⑦食糧や衣料生活関連物資については市町村の状況把握が困難で、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときには県は要求を待つことなく輸送を行うことを記載しました。
- ⑧応急仮設住宅における心のケア、入居者のコミュニティの形成について記載しました。
- ⑨広域避難の際の、避難元と避難先自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化について記載しました。
- ⑩被災者生活支援情報について紙媒体での情報提供の実施等適切な情報提供の実施及び居住地外の市町村への避難者に対する必要な情報・支援・サービスの提供体制の整備について記載しました。
- ⑪暴力団等の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除について記載しました。
- ⑫復興計画作成における地域コミュニティの維持・回復への配慮について記載しました。

3 近年の災害対応を踏まえた防災対策の見直しの反映

- ①防災情報の集約・住民への情報提供の体制強化について記載しました。
《主な修正項目》
 - ・県による平素からの能動的な防災・危機管理情報の収集・整理、市町村との情報共有、住民への必要な情報の適時提供体制の整備
 - ・県災害情報センターにおける情報の整理・分析
 - ・あんしんトリピーメール、鳥取県公式サイト、ツイッター、緊急速報（エリア）メール、災害情報ダイヤル、J-ALERT及び防災行政無線等による情報の24時間適時に住民へ情報提供できる体制の整備
- ②豪雪時の迂回路の設定、優先除雪、道路情報の収集について記載しました。
- ③地震防災対策特別措置法に基づく鳥取県震災対策アクションプランの策定（平成22年度）を踏まえ、見直し後の被害想定やプランで掲げた減災目標を達成するための対策等について記載しました。
- ④総務省消防庁の火災・災害等即報要領の報告基準の改正内容（報告対象に強風や竜巻などの突風の

追加、社会的影響度の高い救急・救助事故が追加されたことなど)を反映しました。

⑤土砂災害防止法の改正に伴う、重大な土砂災害が急迫している状況における対応及び住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知を記載しました。

⑥水防計画における、異常気象時や災害時の水防配備体制について、時期や段階による体制の見直しについて記載しました。

⑦防災教育の推進にあたり、学校における児童等への防災教育の充実と、教員を対象とした専門的な知識・技能の習得や向上の実施(教員向け防災研修会、教職員による児童等の発達段階に応じた防災教育等の実施)について記載しました。

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)(案)の修正概要について

地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法に加え、原子力災害対策特別措置法に基づき作成
 一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「原子力災害対策指針」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携が必要

地域防災計画(原子力災害対策編)修正の経緯

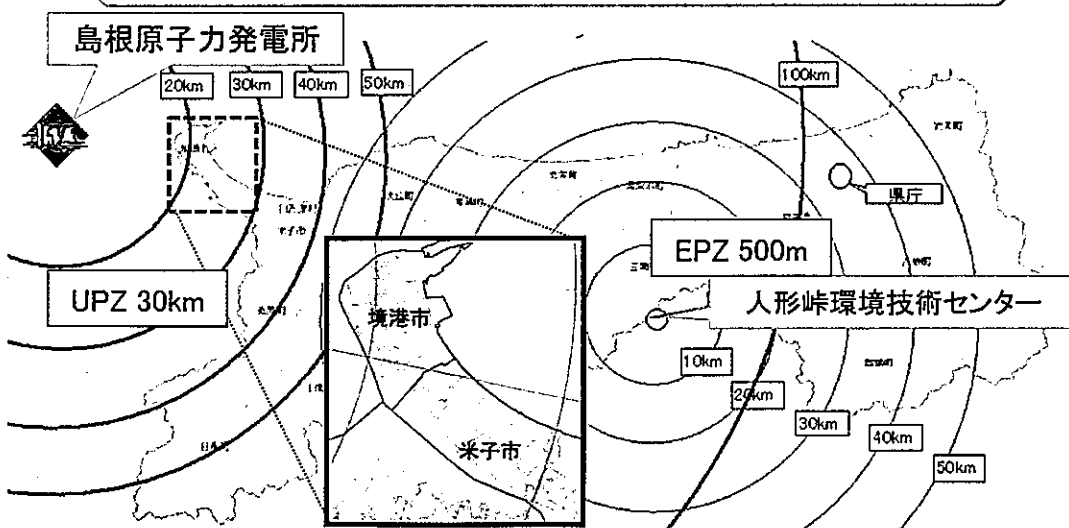
<平成13年>
 県地域防災計画(原子力災害対策編)を策定
 平成12年の東海村JCO臨海事故を受け、EPZ外であるが、計画を策定

<平成24年>
 ① 原子力防災に関する抜本的な見直し
 平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正
 → 関係周辺都道府県としての要件が示された。
 原子力発電所の周囲30kmの区域内にある都道府県で、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されていること
 → 立地県並みの権限ができた。(立入検査等)

② 原子力災害対策指針の改定(法定化)
 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)が示された。

地域防災計画の全面修正を実施

島根原子力発電所、人形峠環境技術センター



原災法改正の基本的な考え方

- ① 福島原子力発電所の事故を踏まえた見直し
 - ・ 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
 - ・ 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
 - ・ 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
 - ・ 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
 - ・ 災害時要援護者への十分な配慮 等
- ② 国の防災体制や災害対応の流れ等を踏まえた見直し
 - ・ 原子力規制委員会が原子力災害対策本部事務局(事務局長:規制庁長官)を担当
 - ・ 現地組織として、オフサイトセンター(OFC)に国の現地対策本部を設置し、周辺地域の住民防護措置を実施

島根原子力発電所に係る安全協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し
 ・ 現地確認、各種の連絡等

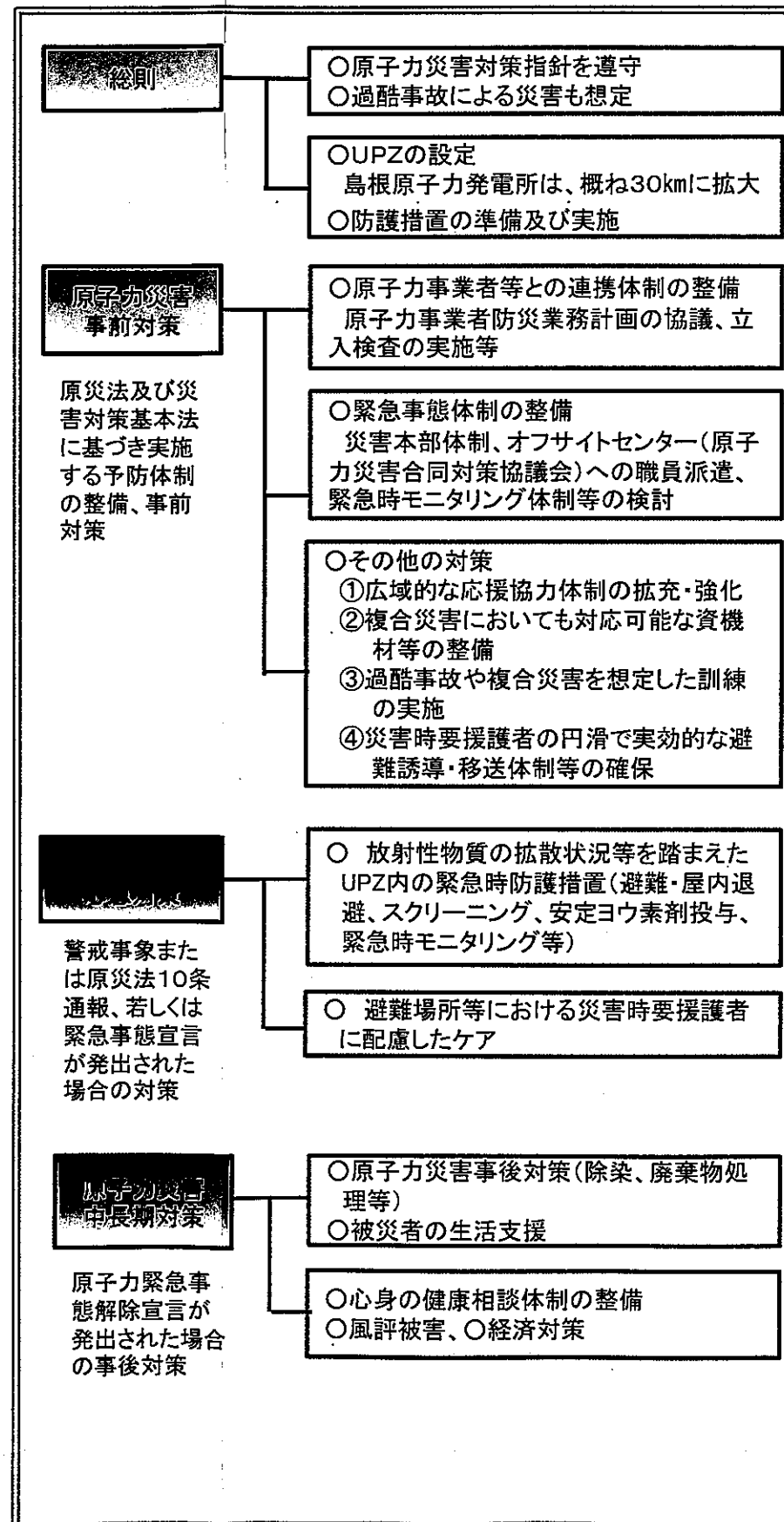
反映

反映

(原子力災害対策編)の修正ポイント

- ① 島根原子力発電所(原子炉施設)のUPZの範囲
 原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に、境港市の全域、米子市が地域防災計画に定めた区域
- ② 避難等の防護活動の実施
 安定ヨウ素剤の配付、スクリーニングの実施、広域避難、災害時要援護者等への配慮等
- ③ 法令による新たな権限
 立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
- ④ 安全協定による新たな権限等
 現地確認、輸送計画等の事前連絡があった場合の対応
- ⑤ 島根県との連携
 情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、OFCへの参加等
- ⑥ 人形峠環境技術センター(原子炉以外の原子力施設)
 指針において、今後、検討すべき課題とされたことから、EPZの見直し等の国の検討結果を受けて、別途、修正

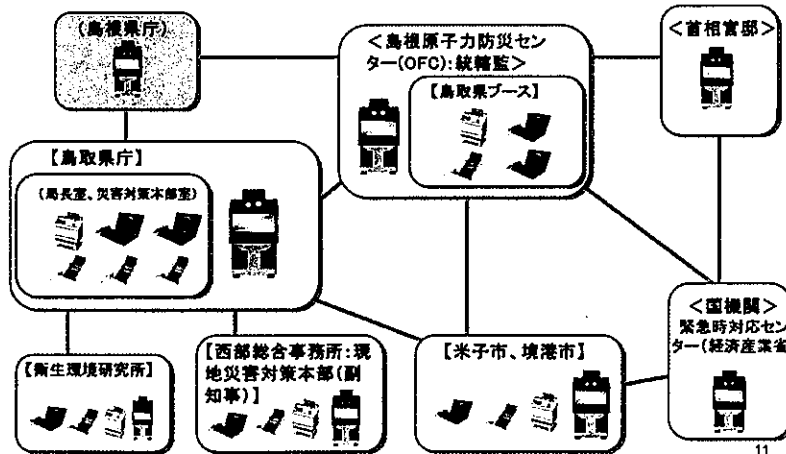
計画の体系



1. 総則

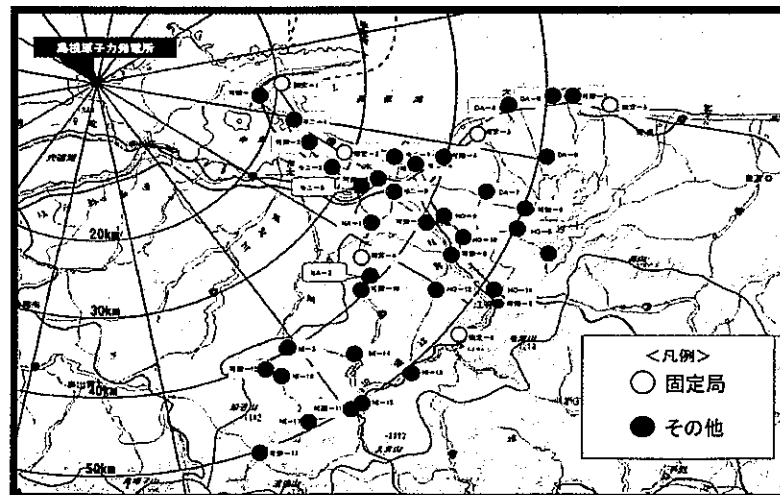
- ① 計画の作成等に当たっての指針
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)の設定
島根原子力発電所は施設から概ね30km
→ 境港市の全域
米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)
- ④ 防護措置
・UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には屋内退避を原則実施。
・放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施。

鳥取県原子力防災ネットワークイメージ図



緊急時モニタリング計画(案)

県西部で測定予定としている箇所
※国の緊急時モニタリングの検討結果により具体化



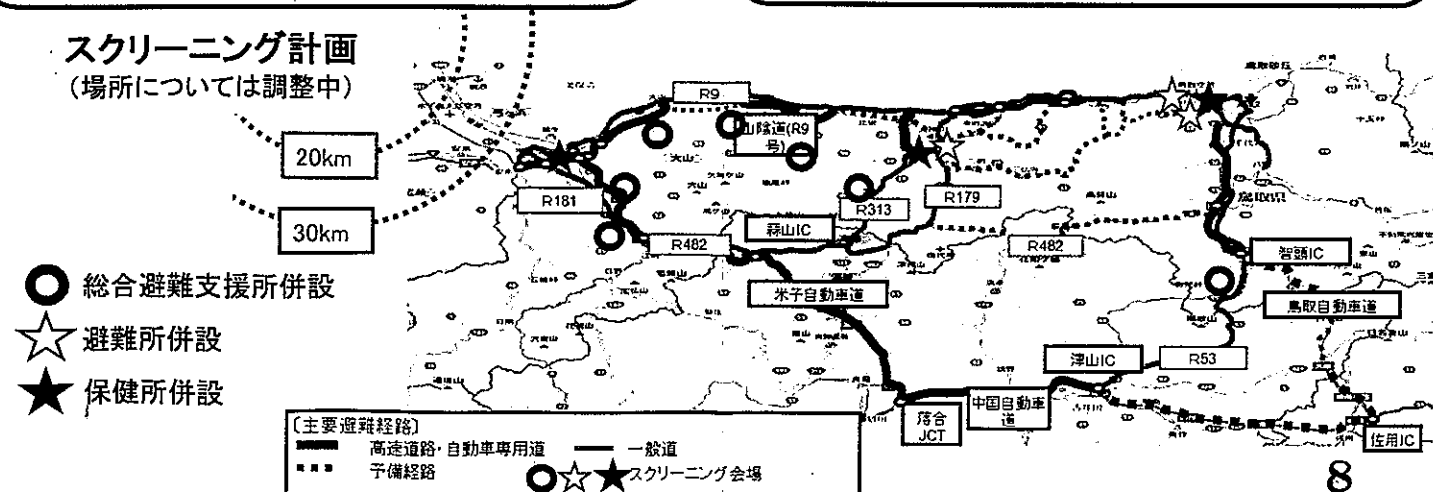
2. 原子力災害事前対策

- ① 立入検査、現地確認等の実施
必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、発電所周辺の安全確保のため必要と判断される場合、安全協定に基づく現地確認を実施
- ② 関係機関との連携
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう準備 → 有料道路の通行料金の取り扱いなど
- ③ 通信手段の整備等
オフサイトセンター、国、立地県、周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保
→ 原子力防災ネットワークシステム、モニタリング情報の共有システムの整備など
- ④ 必要な体制の整備
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材等の整備など
- ⑤ 避難収容活動体制の整備
・ 関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制を整備
・ 広域住民避難計画の作成
- ⑥ 飲食物の出荷制限・摂取制限
国及び関係機関と協議し、体制をあらかじめ整備
- ⑦ 緊急輸送体制
緊急輸送路の確保のほか、専門家の移送体制等を整備 → 緊急輸送のための交通確保に万全を期す
- ⑧ 緊急被ばく医療活動体制等の整備
救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材等の整備など
- ⑨ 情報伝達体制の整備
国や周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズ等に応じ、あらかじめ整理
- ⑩ 防災訓練の実施
国、原子力事業者等の関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施
- ⑪ 核燃料物質等運搬中の事故への対応
防災関係機関は、輸送の特殊性等を踏まえた対応に備える
→ 輸送計画等の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認

3. 原子力災害発生時対応

- ① 特定事象等発生時の対応
原子力事業者から警戒事象や特定事象発生等の通報を受けた場合は、市町村ほか関係機関に連絡を行うとともに、緊急時モニタリング活動を実施
- ② 現地確認等の実施
特定事象等が発生した場合は、立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、必要に応じ、米子市、境港市と合同で、安全協定に基づく現地確認等を実施
- ③ 県の危機管理体制
緊急事態の区分に発展した場合は、あらかじめ定めた警戒態勢又は災害対策本部体制に早期に移行
- ④ 原子力災害合同対策協議会
オフサイトセンターに要員を派遣し、関係機関等と必要な調整を実施
- ⑤ 原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応
・ 国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZ内の屋内退避又は避難勧告、指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策を実施
・ 必要に応じて、周辺市町の避難場所及びスクリーニング等の場所の開設を支援
・ 安定ヨウ素剤を服用できるように必要な措置を実施
・ 避難誘導、避難場所での生活に関し、災害時要援護者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮
- ⑥ 緊急輸送活動
県警察とともに、関係機関との連携により、緊急輸送体制を確立するほか、緊急輸送のための交通を確保
- ⑦ 緊急時医療活動
救助・救急活動が円滑に行われるための資機材を確保するとともに、緊急時医療本部を設置の上、実施
- ⑧ 情報伝達活動
住民等に対し情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応

スクリーニング計画 (場所については調整中)



4. 原子力災害中長期対策

- ① 放射性物質による環境汚染への対処等
国、周辺市町、原子力事業者その他の関係機関とともに、環境の除染等の必要な措置を実施するとともに、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、速やかに結果を公表
- ② 被災者への支援等
国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備
- ③ 風評被害による影響の軽減
国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の風評被害が軽減されるよう、広報活動を実施
- ④ 被災中小企業等に対する支援
国や市町村と連携し、きめ細かな支援を実施

課題

—PDCAによる計画の実効性の確保—

次の事項については、指針において検討課題とされていることから、現在、修正案には記載していないが、国の検討結果が示され次第、記載を行う。

- ① 実用炉以外(人形峠環境技術センター)のEPZ等の見直し
- ② PPA(50km圏)の導入
- ③ 緊急時のモニタリング等の在り方
- ④ UPZ以遠における安定ヨウ素剤の投与方法
- ⑤ 住民が必要とする情報について定期的な共有の設定ほか